

# 第1章 総 則

## 第1条 適用

- (1) 下水道施設設計業務等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、下水道施設の調査、計画、設計、測量、地質・土質調査又はこれらに類する業務(以下「設計業務等」という。)に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約書及び設計図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間相違がある場合、受注者は本市に確認して指示を受けなければならない。